

離島振興法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）

改正案	現行
<p>〔揮発油税の減免〕</p> <p>第十八条の二 揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされる物を含む。）をいう。以下この条において同じ。）の製造者又は揮発油を保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十号）第二十九条に規定する保税地域をいう。以下この条において同じ。）から引き取る者が、離島振興対策実施地域内に住所又は事務所を有する者により離島振興対策実施地域内の給油所等において購入された揮発油の数量に相当する数量の揮発油を、当該製造場から移出する場合又は当該保税地域から引き取る場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、当該移出又は引取りに係る揮発油税を減免する。</p> <p>（税制上の措置）</p> <p>第十九条 国は、前条に定めるもののほか、第一条の目的の達成に資するため、租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>第十九条 国は、第一条の目的の達成に資するため、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（税制上の措置）</p>

○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）

改正案

現行

（揮発油税の減免）

第六條の十一の二 揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六條の規定により揮発油とみなされる物を含む。）をいう。以下この條において同じ。）の製造者又は揮発油を保稅地域（關稅法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九條に規定する保稅地域をいう。以下この條において同じ。）から引き取る者が、奄美群島内に住所又は事務所を有する者により奄美群島内の給油所等において購入された揮発油の數量に相當する數量の揮発油を、当該製造場から移出する場合又は当該保稅地域から引き取る場合には、租稅特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該移出又は引取りに係る揮発油税を減免する。

〔新設〕

○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）

改正案	現行
<p>（揮発油税の減免）</p> <p>第十五条の二 揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされる物を含む。）をいう。以下この条において同じ。）の製造者又は揮発油を保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十号）第二十九条に規定する保税地域をいう。以下この条において同じ。）から引き取る者が、小笠原諸島の地域に住所又は事務所を有する者により小笠原諸島の地域にある給油所等において購入された揮発油の数量に相当する数量の揮発油を、当該製造場から移出する場合又は当該保税地域から引き取る場合には、租税特別措置法で定めるところにより、当該移出又は引取りに係る揮発油税を減免する。</p>	<p>〔新設〕</p>

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）

改正案	現行
<p>（離島の旅館業に係る減価償却の特例）</p> <p>第九十三条 離島の地域内において旅館業（下宿営業を除く。第九十四条において同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p> <p>（揮発油税の減免）</p> <p>第九十三条の二 揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされる物を含む。）をいう。以下この条において同じ。）の製造者又は揮発油を保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下この条において同じ。）から引き取る者が、離島の地域内に住所又は事務所を有する者により離島の地域内の給油所等において購入された揮発油の数量に相当する数量の揮発油を、当該製造場から移出する場合又は当該保税地域から引き取る場合には、租税特別措置法で定めるところにより、当該移出又は引取りに係る揮発油税を減免する。</p>	<p>（離島の旅館業に係る減価償却の特例）</p> <p>第九十三条 離島の地域内において旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p> <p>〔新設〕</p>

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

改正案

現行

目次

第六章 消費税法等の特例

第一節 第二節の二（略）

第三節 揮発油税法及び地方道路税法の特例（第八十八条の五

―第九十条の三の三―

第三節の二 第四節（略）

（離島の指定給油所等に移出される揮発油に係る揮発油税の免除）

第九十条の三の二 揮発油の製造者が、次の各号に掲げる者又は給油所に対し、当該各号に定める揮発油を、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該製造場から移出する場合には、当該移出に係る揮発油税を免除する。

- 一 次に掲げる地域内に住所又は事務所を有する者 当該地域における当該者の用に供する自動車の燃料用に供するため、政令で定めるところにより購入される揮発油

- イ 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域

- ロ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十

目次

第六章 消費税法等の特例

第一節 第二節の二（略）

第三節 揮発油税法及び地方道路税法の特例（第八十八条の五

―第九十条の三―

第三節の二 第四節（略）

〔新設〕

九号) 第一条に規定する奄美群島

ハ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号) 第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域

ニ 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域

二 指定給油所 指定給油所において、前号に掲げる者により、同号に規定する用途に供するため、政令で定めるところにより購入された揮発油の数量に相当する数量の揮発油

2 前項第一号に掲げる者は、同項の規定の適用を受けて購入した揮発油を同号に規定する用途以外の用途に供してはならない。

3 第一項第二号に掲げる指定給油所とは、同項第一号に掲げる者に対し、同項第二号の規定により購入される揮発油を販売することができる給油所として、政令で定めるところにより、その所在地の所轄税務署長の指定を受けた給油所をいう。

4 税務署長は、前項の指定を受けた指定給油所の営業者が揮発油税及び地方道路税に関する法令の規定に違反した場合その他取締り上特に不相当と認められる場合には、その指定を取り消すことができる。

5 第一項の規定の適用がある場合における地方道路税法の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(離島の指定給油所等に引き取られる揮発油に係る揮発油税の免

除)

第九十条の三の三 前条第一項各号に定める揮発油を、保税地域から引き取るうとする場合において、当該引き取るうとする者が、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税を免除する。

2 前条第二項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)

第九十条の八 沖縄島と沖縄県の区域(以下この項において「沖縄」という。)以外の本邦の地域(その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。以下この項において同じ。)との間を航行する航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機(同法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものを除く。以下この節において「航空機」という。)で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの(沖縄島に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場を離陸した

〔新設〕

(沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)

第九十条の八 沖縄島と沖縄県の区域(以下この項において「沖縄」という。)以外の本邦の地域(その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。以下この項において同じ。)との間を航行する航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機(同法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものを除く。以下この節において「航空機」という。)で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの(沖縄島に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の

後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この節において「沖縄路線航空機」という。）に、平成二十四年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十一条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円の税率により計算した金額とする。

2
6 (略)

地域に所在する飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この節において「沖縄路線航空機」という。）に、平成二十四年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十一条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円の税率により計算した金額とする。

2
6 (略)